

「福祉に関する職務経験」について

1 福祉に関する職務経験に該当する業務の例

社会福祉士及び精神保健福祉士の受験資格を得るための実務経験の場として認められている施設その他厚生労働大臣が適当と認める施設等における相談援助業務又は直接処遇業務。具体的には下記の施設が該当します。

(1) 社会福祉士及び介護福祉士法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設

- 保健所
- 児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、里親支援センター及び障害児通所支援事業又は障害児相談支援事業を行う施設
- 病院及び診療所
- 身体障害者更生相談所及び身体障害者福祉センター
- 精神保健福祉センター
- 生活保護法に規定する救護施設及び更生施設
- 福祉事務所
- 知的障害者更生相談所
- 老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター
- 母子・父子福祉センター
- 介護保険施設及び地域包括支援センター
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援又は自立生活援助を行うものに限る。）又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設
- 女性相談支援センター及び女性自立支援施設

(2) 精神保健福祉士法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設

- 精神科病院
- 市役所、区役所又は町村役場（精神障害者に対してサービスを提供する部署に限る。）
- 保健所又は市町村保健センター
- 病院又は診療所（精神病床を有するもの又は精神科若しくは心療内科を広告しているものに限る。）
- 精神保健福祉センター
- 精神障害者に対してサービスを提供する、以下の施設
 - ・ 障害児通所支援事業若しくは障害児相談支援事業を行う施設、児童自立生活援助事業を行う施設、乳児院、児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター又は里親支援センター

- ・ 生活保護法に規定する救護施設及び更生施設
- ・ 福祉事務所又は市町村社会福祉協議会
- ・ 知的障害者更生相談所
- ・ 広域障害者職業センター、地域障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センター
- ・ 地域包括支援センター
- ・ 保護観察所又は更生保護施設
- ・ 発達障害者支援センター
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助を行うものに限る。）、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は基幹相談支援センター

(3) 上記(1)、(2)に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設

- 児童福祉法施行規則第5条の3第3号関係
(平成17年2月25日付雇児発第0225003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)
 - ・ 保育所
 - ・ 都道府県及び区市町村（児童家庭相談業務を行う部署に限る。）
 - 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第2条第14号関係
(昭和63年2月12日付社庶第29号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知別添1の2)
 - 精神保健福祉士法施行規則第2条第14号関係
(平成23年8月5日付厚生労働省告示第277号及び同日付障発0805第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の2・3)
- ※ 詳細は、上記の各通知にて確認すること。

2 「福祉に関する職務経験」に該当しない例

- 事務等の直接処遇業務や相談援助業務以外の業務が主である業務
- 医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員としての業務
- 学校の教員としての業務

3 「福祉に関する職務経験」に該当するかが不明な場合は、東京都福祉局総務部職員課人事担当までお問い合わせください。